

長岡市内の午後9時以降も営業されている飲食店の皆様へ

「感染症対策の徹底」と

「営業時間短縮」にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴う、新潟県の特別警報が発令され、特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等を対象とした営業時間の短縮にご協力ください。

1 協力内容	○午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力ください ※従前より、上記の時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外です ※酒類の提供は午後8時までに限ります
2 協力期間	令和3年5月17日(月)0時から、令和3年5月31日(月)24時までの15日間 ※感染状況によっては延長される可能性があります。
3 対象施設	長岡市内で食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む) 【具体例】居酒屋、レストラン、バー 等

4 賛同いただいた1店舗あたりの協力金

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円以上超～
中小企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	37.5万円 2.5万円/日 × 15日間	37.5万円～112.5万円 2.5～7.5万円/日 × 15日間	112.5万円 7.5万円/日 × 15日間
	B 売上高減少額 による方法	【計算式】前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額 × 0.4 × 15日間 【上限額】300万円(20万円 × 15日間)又は前年度若しくは前々年度の1日当たり 売上高 × 0.3 × 15日間のいずれか低い額		
大企業				

5 申請期間 協力期間終了後の6月1日から(予定) ※詳細は長岡市ホームページを確認ください。

※以下の感染対策を講じ、15日間、全ての日の営業時間を短縮した店舗が対象

業種別ガイドライン等を遵守し、さらなる感染症防止対策の徹底を！

- ① アクリル板等の設置 (座席間隔の確保)
- ② 食事中以外のマスク着用推奨
- ③ 手指消毒の徹底
- ④ 換気の徹底

営業時間短縮協力
詳しくはこちら



※県の「事業継続支援金(飲食店・カラオケ店)」【20万円】、市の「飲食・サービス安心応援給付金」【5万円】を活用ください

お問合せ先

長岡市商工部 「事業者向け総合相談窓口」 電話 0258-39-1238